

資料

「原子力損害についての民事責任に関する改正ウィーン条約」と「原子力損害についての補完的補償に関する条約」の仮訳

多田 望

よる解決である。

日本はいずれの条約にも加盟しておらず、三つ目の法的枠組みの国ということになる。しかし、中国、台湾、韓国および北朝鮮といった近隣の東アジア地域における原子力開発の現在および将来の状況（とくに、KEDO（朝鮮半島エネルギー開発機構）による原子力発電所建設）をみて、絶対にあってはならないがしかし万が一の場合を考慮して、被害者救済に法的な確実性を与える面から、条約の枠組みによる問題解決が近時注目を集めている。その選択肢として有力視されているのが、先の二つ目のウィーン条約体制である。

一九六三年のウィーン条約は、一九九七年に「一九六三年の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約を改正す

一九八六年に起こった旧ソ連でのチェルノブイリ事故は、原子力事故が国境を越えてもたらす重大な危険が現実のものであることを世界に知らせることとなった。国際的な原子力事故の民事上の損害賠償については、現在のところ、既存の二つの条約に対する各国の態度に応じて、大きく三つの法的枠組みにわかれる。一つは、経済協力開発機構（OECD）の原子力機関（NEA）<sup>1</sup>による「原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約」<sup>2</sup>（一九六〇年）、二つは国際原子力機関（IAEA）<sup>3</sup>による「原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約」<sup>4</sup>（一九六三年）、そして三つは、この条約のい

る議定書<sup>(5)</sup>が作成され、賠償額などについて大幅な改善がなされた。さらに「原子力損害についての補完的補償に関する条約」が同時に作成された。これらによると、原子力事業者に原則として課せられる三億SDRの賠償責任と、それを超える損害に対して締約国から拠出される公的資金による補償の二本立ての体制が創設されることになる。

わが国の原子力委員会<sup>(6)</sup>は、ウィーン条約体制について研究を重ねてきているところであり、新聞でも最近、日本政府がウィーン条約体制への加盟を有力な選択肢として検討していると報道された。

そこで今回、改正ウィーン条約の本体部分<sup>(7)</sup>と補完的補償条約の日本語訳を作成・公表することは意義あることと思ひ、ここに掲載することとした。〔批判とご助言を頂戴できれば、望外の幸せである。〕

(注)

(一) <http://www.nea.fr/>

(二) The Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, of 29th July 1960. 一九六四年と一九八二年に改正されたものの英語条文は、NEAのホームページから参照できる。加盟国は一九九九年現在で、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、

ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコおよびイギリスの一四カ国である。

(三) <http://www.iaea.org/worldatom/>

(四) The Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage, of May 21, 1963, *reprinted in 2 I.L.M. 727 (1963)*. 英語条文は「IAEAのホームページ」からも参照できる。加盟国は二〇〇二年二月五日現在で、アルゼンチン、アルメニア、ベラルーシ、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、チリ、クロアチア、キューバ、チェコ、エジプト、エストニア、ハンガリー、ラトビア、レバノン、リトアニア、メキシコ、ニジエール、ペルー、フィリピン、ポーランド、モルドバ、ルーマニア、セントビンセント・グレナディーン、スロバキア、スロベニア、マケドニア、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ウルグアイおよびユーゴスラビアの三三カ国である。

(五) Protocol to Amend the 1963 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage, of September 12, 1997, *reprinted in 36 I.L.M. 1454 (1997)*. 英語条文は「IAEAのホームページ」からも参照できる。加盟国は「アルゼンチン、ラトビア、モロッコおよびルーマニア」の四カ国である。

(六) Convention on Supplementary Compensation for

Nuclear Damage, of September 12, 1997, *reprinted in*  
36 I.L.M. 1454 (1997). 英語条文は「IAEAのホームページからも参照できる。加盟国は、アルゼンチン、モロッコおよびブルーマニアの三カ国である。

(7) <http://aecjst.go.jp/>

(8) 第二二回原子力委員会定例会議の配付資料である「原子力損害賠償制度検討会報告書」と第二三回の配付資料である「第二二回原子力委員会定例会議議事録(案)」を参照。これらは、[http://aecjst.go.jp/jicst/NC/nc\\_jinkait.htm](http://aecjst.go.jp/jicst/NC/nc_jinkait.htm)から入手可能である。

(9) 日本経済新聞二〇〇二年四月二四日第一三版一面参照。  
(10) 一九九七年の改正議定書の付属書(ANNE X)にある「ウィーン条約の一九九七年改正版」である。

\*仮訳の作成にあたっては、次の文献・資料を主に参照した。

・広部和也「原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約の改正」成蹊法学四七号一一頁(一九九八年)

・「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損害の補完的補償に関する条約」平成一〇〜一二年度国際原子力責任班中間報告書」(日本エネルギー法研究所、二〇〇一年)

・「原子力損害民事責任ウィーン条約」地球環境法研究会編『地球環境条約集 第三版』六三九頁(中央法規、一九九九年)

・原子力、油濁汚染、宇宙物体損害責任、海洋に関する諸条約の公定訳

### 〈仮訳〉原子力損害についての民事責任に関する改正ウィーン条約

締約国は、

原子力の平和的利用に起因して生じる損害に対し、金銭上の保護を提供するための最低基準を設けることが望ましいことを認識し、

原子力損害についての民事責任に関する条約が各国の憲法上及び社会上の制度のいかんにかかわらず、各国間の友好関係の発展に寄与することを確信し、

この目的のために条約を締結することを決定して、次のとおり協定した。

#### 第一条「定義」

1 この条約の適用上、

(a) 「者」とは、個人、組合、公法上又は私法上の団体(法人であるかどうかを問わない)、施設国の法令に基づいて法人格を有する国際機関及び国又はその行政区画をいう。

(b) 「締約国の国民」には、締約国若しくはその行政区画、組合又は締約国の領域内で設立された公法上若しくは私法上の団体(法人であるかどうかを問わない)が含まれる。

- (c) 「事業者」とは、ある原子力施設についてその事業者として施設国によって指定又は承認された者をいう。
- (d) 「施設国」とは、ある原子力施設についてそれが自国の領域内にある締約国をいう。それがいずれの国の領域内にもない場合には、それを自ら運転するか又は運転することを許可している締約国をいう。
- (e) 「権限のある裁判所の法令」とは、この条約に基づいて管轄権を有する裁判所の法令（抵触法に関する法規則を含む。）をいう。
- (f) 「核燃料」とは、核分裂の自統的連鎖作用によりエネルギーを生産することのできるあらゆる物質をいう。
- (g) 「放射性生成物又は廃棄物」とは、核燃料の生産若しくは使用に際して生じた放射性物質又はそれに伴う放射線にさらされることよって放射性を帯びた物質をいう。ただし、科学、医学、農業、商業又は工業の目的のために使用することができるように成形加工の最終段階に達した放射性同位元素は含まない。
- (h) 「核物質」とは、次のものをいう。
- (i) 単独又は他の物質と結合して、原子炉の外でも核分裂の自統的連鎖作用によりエネルギーを生産することができる核燃料（天然ウラン及び劣化ウランを除く。）
- (ii) 放射性生成物又は廃棄物
- (i) 「原子炉」とは、核燃料を収容する構造物であつて、追加的中性子源の供給なしに核分裂の自統的連鎖作用が内部で起こりうるような仕組みを有するものをいう。
- (j) 「原子力施設」とは、次のものをいう。
- (i) 原子炉。ただし、動力源（推進用であるか他の目的のためであるかを問わない。）として海又は空の輸送手段に装備されるものを除く。
- (ii) 核物質の生産のために核燃料を使用する工場又は核物質を加工する工場（使用済核燃料を再処理するものを含む。）
- (iii) 核物質を貯蔵する施設（核物質の運送に伴う貯蔵の場所を除く。）
- (iv) 核燃料又は放射性生成物若しくは廃棄物が存在するその他の施設であつて、国際原子力機関理事会在が随時決定するもの。
- 施設国は、同一敷地内にある一の事業者の数の原子力施設を一の原子力施設とみなすことを、決定することができる。
- (k) 「原子力損害」とは、
- (i) 人の死亡又は身体の傷害
- (ii) 財産の滅失又は損傷
- 及び、権限のある裁判所の法令が認める程度において次のものをいう。
- (iii) (i)又は(ii)に定める損失又は損害から生じる経済的損失であつて、(i)又は(ii)に定める損失又は損害に関して賠償
- (i) 「原子炉」とは、核燃料を収容する構造物であつて、追

を求める権利を有する者に生じたもの。ただし、(i)又は(ii)で賠償されないものに限る。

(iv) 悪化した環境の回復措置の費用(回復措置が実際にとられたか又はとられるべき場合であつて、かつ、(ii)で賠償されないものに限る)。ただし、環境の悪化が重大でない場合は、この限りでない。

(v) 環境の利用又は享受における経済的利益から得られる収入の喪失(環境の重大な悪化によるものであつて、(ii)で賠償されないものに限る)。

(vi) 防止措置の費用及び防止措置によつて引き起こされた損失又は損害

(vii) その他の経済的損失であつて、環境の悪化によつて引き起こされたものでないもの。ただし、権限のある裁判所の民事責任に関する一般の法令によつて認められるものに限る。

(i) から(v)まで及び(vii)に関しては、損失又は損害が、原子力施設内のあらゆる放射線源によつて放出される電離放射線又は原子力施設内の核燃料又は放射性生成物若しくは廃棄物及び原子力施設から出発若しくは輸送を開始し又は原子力施設へ向けて輸送を行っている核物質から放出される電離放射線から生じた場合に限る。損失又は損害が、物質の放射性から生じたか又は放射性と毒性、爆発性若しくはその他の有害な特性との結合から生じたかは問わない。

(1) 「原子力事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて原子力損害をもたらすものという。防止措置に関しては、原子力損害をもたらす重大かつ急迫した脅威を生じさせるものという。

(m) 「回復措置」とは、当該措置がとられた国の権限のある当局によつて承認された相当の措置であつて、損害を受け若しくは破壊された環境の構成要素を回復又は復活させること又は相当の場合には当該構成要素の等価物を環境に組み入れることを目的とするものという。回復措置をとる資格を有する者は、損害がもたらされた国の法令によつて定められる。

(n) 「防止措置」とは、(k)(i)から(v)まで又は(vii)に規定された損害を防止し又は最小限にするために、いずれかの者によつて原子力事故の発生の後にとられた相当の措置をいう。ただし、当該措置がとられた国の法令で求められる権限のある当局の承認に従うものとする。

(o) 「相当の措置」とは、すべての事情を考慮して、権限のある裁判所の法令に基づいて適切かつ均衡のとれた措置と判断されるものをいう。すべての事情には、例えば次のものが含まれる。

(i) 生じた損害の種類及び程度。防止措置に関しては、生じ得る損害の種類及び程度

(ii) 当該措置がとられた時点において、それが効果的であ

ると考えられる程度

(iii) 関連する科学技術の専門性

(d) 「特別引出権」(以下、SDRRという。)とは、国際通貨基金が定める計算単位であつて、その操作及び取引のために利用されるものをいう。

2 施設国は、包含される危険の程度が小さいことが確実である場合には、次に掲げる条件に従つて、原子力施設又は少量の核物質をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 原子力施設に関しては、除外の基準が国際原子力機関理事會によつて設定されており、かつ施設国による除外がその基準を満たしていること。

(b) 少量の核物質に関しては、最大除外限度量が国際原子力機関理事會によつて設定されており、かつ施設国による除外がその設定された限度内であること。

原子力施設の適用除外基準及び少量の核物質の最大除外限度量は、同理事會によつて定期的に検討される。

第一A条「地理的適用範囲」

1 この条約は、被られた場所のいかんを問わず、原子力損害に適用される。

2 1の規定にかかわらず、施設国は立法により、次の区域において生じる損害をこの条約の適用範囲から除外することができる。

(a) 非締約国の領域、又は

(b) 海洋に関する国際法に従つて非締約国が設定した海域

3 2に従つた適用除外は、次に掲げる条件の双方を事故の発生の際において満たす非締約国に關してのみ適用される。

(a) 自己の領域内又は海洋に関する国際法に従つて自己が設定した海域内に、原子力施設を有すること。

(b) 同等の相互的な保証のないこと。

4 2に従つたいかなる適用除外も、第九条2(a)に定める権利に影響を及ぼすものではない。2(b)に従つた適用除外は、船舶若しくは航空機内の又はこれらに対する損害には拡張されない。

第一B条「軍事施設への不適用」

この条約は、非平和的目的に利用される原子力施設には適用されない。

第二条「責任の主体、集中」

1 原子力施設の事業者は、次に掲げる原子力事故によつて生じたと証明された原子力損害について責任を負う。

(a) 自己の原子力施設内における原子力事故

(b) 自己の原子力施設から出発又は輸送を開始した核物質に關係する原子力事故であつて、次に掲げる時点の前に生じたもの。

(i) 核物質に關係する原子力事故の危険の責任が、書面に明示された契約条項に従つて、他の原子力施設の事業者によつて引き受けられる時

- (ii) (i)に定めるような明示の契約条項がない場合には、他の原子力施設の事業者が核物質を引き取る時
- (iii) 動力源（推進用であるか他の目的のためであるかを問わない。）として利用するために輸送手段に装備された原子炉を運転する者から、当該事業者が核物質を引き取った時
- (iv) (iii)の規定にかかわらず、当該事業者の書面による同意を得て核物質が非締約国の領域内の者から送られる場合
- (c) (i) 核物質に関係する原子力事故の危険の責任を、書面に明示された契約条項に従って、当該事業者が他の原子力施設の事業者から引き受けた時
- (ii) (i)に定めるような明示の契約条項がない場合には、当該事業者が核物質を引き取った時
- (iii) 動力源（推進用であるか他の目的のためであるかを問わない。）として利用するために輸送手段に装備された原子炉を運転する者から、当該事業者が核物質を引き取った時
- (iv) (iii)の規定にかかわらず、核物質が非締約国の領域内の者へ向けて送られる場合には、当該非締約国の領域内に到着した輸送手段から核物質が荷下ろしされる時
- 自己の原子力施設へ向けて輸送される核物質に関係する原子力事故であつて、次に掲げる時点の後に生じたもの。

には、当該非締約国の領域から核物質を運送するための輸送手段に核物質が積み込まれた時

ただし、原子力損害を引き起こした原子力事故が原子力施設内で生じ、かつ、当該事故が運送に伴つて貯蔵されていた核物質に関係する場合には、(b)又は(c)の規定によつて他の事業者又は他の者が単独で責任を負うときは、(a)の規定は適用されない。

2 施設国は、国内法令により、それに定める条件に従つて、核物質の運送を行う者又は放射性廃棄物の取扱いを行う者を、これらの者の申請及び関係事業者の同意に基づいて、核物質又は放射性廃棄物に関して、当該事業者に代わる事業者として指名又は承認できることを定めることができる。この場合において、当該運送者又は取扱者は、この条約の適用上、当該国の領域内にある原子力施設の事業者とみなされる。

- 3 (a) 原子力損害が複数の事業者の責任に係る場合には、関係する事業者は、各事業者に帰する損害を合理的に分割することができない限りにおいて、連帯して責任を負う。施設国は、一の事故に用いられる公的資金の額を、この前段によつて定まる額と第五条1に従つて設定された額との間に差額がある場合には、その差額に制限することができる。
- (b) 原子力事故が核物質の運送中に生じた場合であつて、それが同一の輸送手段において又は運送に伴う貯蔵のときは同一の原子力施設内において生じ、かつ、これによつてもたらされた原子力損害が複数の事業者の責任に係るときは、

責任の総額は、第五条に従つていずれか一の事業者に適用される最高額を超えないものとする。

(c) 3(a)及び(b)に定める場合においては、いかなる事業者の責任も、第五条に従つてその者に適用される金額を超えないものとする。

4 3の規定に従うことを条件として、一の事業者の複数の原子力施設が一の原子力事故に関係する場合には、当該事業者は、第五条に従つて自己に適用される金額を上限として、関係する原子力施設に関して責任を負う。施設国は、用いられる公的資金の金額を、3(a)の規定の場合と同様に制限することができる。

5 この条約に別段の定めのある場合を除くほか、事業者以外の者は、原子力損害に対して責任を負わない。このことは、輸送の分野における国際条約であつて、この条約が署名のために開放される日に効力を生じているもの又はその日に署名、批准若しくは加入のために開放されているものの適用に影響を及ぼすものではない。

6 第一条1(k)によれば原子力損害でないが、同号の各規定において原子力損害と認めることができたかもしれない損失又は損害については、いかなる者も責任を負わない。

7 直接請求は、権限のある裁判所の法令に定めがある場合に、第七条に従つて金銭上の保証を提供する者に対して行われる。

### 第三条「金銭上の保証の証明書」

この条約に従つて責任を負う事業者は、第七条に従つて求められる金銭上の保証を提供する保険会社その他の保証提供者が発行し又はその名において発行された証明書を運送者に提供する。ただし、施設国は、自国の領域内のみにおいて行われる運送に関しては、この義務を免除することができる。証明書には、事業者の名称及び住所並びに保証の金額、種類及び有効期間を記載しなければならず、証明書を発行した者又は自己の名において発行した者は、これらの記載を争うことができない。証明書は、保証が適用される核物質を明示し、かつ、名称を記載された者がこの条約にいう事業者であることについての施設国の権限のある当局による記載を含む。

### 第四条「無過失責任、過失相殺、免責事由」

1 この条約に基づく原子力損害に関する事業者の責任は、絶対的なものとする。

2 原子力損害の全部又は一部が、損害を被つた者の重大な過失又は損害をもたらすことを意図した作為若しくは不作為から生じたものであることを事業者が証明した場合、権限のある裁判所は、自国の法令に定めがあるときは、その者が被つた損害に関して事業者の賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

3 事業者は、原子力損害が武力紛争、敵対行為、内乱又は暴動に直接起因することを証明した場合には、この条約に基づく責任を負わない。



4 原子力損害及び原子力損害でない損害の双方が、原子力事故又は原子力事故と一若しくは二以上の他の出来事との共同によって生じた場合、原子力損害でない損害は、原子力損害と合理的に分割できない限りにおいて、この条約の適用上、原子力事故によって生じた原子力損害とみなされる。ただし、損害が、この条約の適用を受ける原子力事故とこの条約の適用を受けない電離放射線の放出との共同によって生じた場合には、この条約のいかなる規定も、電離放射線の放出に関して責任を負うと判断される者の責任について、原子力損害を被った者又は求償若しくは負担に関して、これを制限し又はその他の影響をこれに及ぼすものではない。

5 事業者は、次に掲げる原子力損害に関しては、この条約に基づき責任を負わない。

- (a) 原子力施設自体又は原子力施設の敷地内にある他の原子力施設（建設中のものを含む。）に対する原子力損害
- (b) 原子力施設の敷地内にある財産であって、当該施設に関連して現在若しくは将来利用されるものに対する原子力損害
- 6 原子力事故の発生の際に核物質が積載されていた輸送手段に対して生じた損害の賠償は、その他の損害に関する事業者の責任を一億五千万SDR若しくは締約国の法令が設定するそれより高い金額又は第五条1(c)により設定される金額のいずれかよりも少ない金額に減じる効果を持たない。

7 この条約のいかなる規定も、事業者が3又は5の規定によつ

てこの条約に基づく責任を負わない原子力損害であつて、ある個人が損害をもたらすことを意図した作為若しくは不作為から生じたものに関して、当該個人の責任に影響を及ぼすものではない。

#### 第五条「責任の限度額」

1 施設国は、一の原子力事故について、事業者の責任を次に掲げるいずれかの金額に制限することができる。

- (a) 三億SDR以上の額、又は
- (b) 一億五千万SDR以上の額（ただし、その金額を超えて少なくとも三億SDRまでは原子力損害を賠償するために公的資金がその国によって提供されなければならない）、又は

(c) この議定書が効力を生じる日から一五年間に限っては、その期間内に生じた原子力事故に関して経過的に適用される一億SDR以上の額。原子力損害の賠償のために、一億SDRまでの差額がその国の公的資金によって提供される場合には、一億SDRより少ない額を設定することができる。

2 1の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関係する核物質の種類及びこれらに起因する事故の想定される結果を考慮して、より少額の事業者の責任を設けることができる。ただし、いかなる場合にも、設定される金額は五〇〇万SDRを下回ってはならず、かつ、施設国は1の規定に従つて設けられる金額まで公的資金が提供されることを確保しな

ければならない。

- 責任を負う事業者の施設国が1及び2並びに第四条6の規定に従って設定する金額は、原子力事故の発生の場合のいかんを問わずに適用する。

#### 第五A条「利息及び通貨」

- 原子力損害の賠償を請求する訴えにおいて裁判所によって認められた利息及び費用は、前条にいう金額に追加して支払われなければならない。

- 前条及び第四条6に定める金額については、各国の通貨の端数のない金額に換算することができる。

#### 第五B条「権利行使手続の一本化」

締約国は、損害を被った者が、賠償のために提供される資金ごとに個別の手続をとる必要なく賠償の権利を行使することができるようにしなければならない。

#### 第五C条「締約国、施設国以外での支払及び手続」

- 管轄権を有する裁判所が施設国以外の締約国の裁判所である場合、第五条1(b)及び(c)並びに第七条1の規定によって要求される公的資金並びに裁判所によって認められる利息及び費用は、当該施設国以外の締約国によって提供される。施設国は、支払われた金額の総額を当該施設国以外の締約国に償還しなければならない。これらの締約国は、償還手続に関して合意する。

- 管轄権を有する裁判所が施設国以外の締約国の裁判所であ

る場合、管轄権を有する裁判所が属する締約国は、施設国が訴訟手続に関与し、かつ、賠償に関する解決手段に参加することができるためにあらゆる必要な措置をとる。

#### 第五D条「責任限度額の簡易改正」

- 締約国の三分の一が希望を表明する場合には、第五条に定める責任限度額を改正するために、国際原子力機関事務局長によって締約国の会合が招集される。

- 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。ただし、締約国の少なくとも半数が、投票の時に出席していなければならない。

- 限度額を改正する提案について議決する際には、締約国の会合は、特に原子力事故に起因して損害が生じるおそれ、貨幣価値の変動及び保険市場の引受能力を考慮しなければならない。

- 2の規定に従って採択された改正は、国際原子力機関事務局長がすべての締約国に対して受諾のために通報する。

- (a) 2の規定に従って改正が採択された時における締約国の少なくとも三分の一が国際原子力機関事務局長に対して改正を受諾する旨を通告した場合、改正は、それが通報された日から起算して一ヶ月が経過した日に受諾されたものとみなされる。この項に従って受諾された修正は、これを受諾した締約国について、その受諾の日から一二ヶ月を経過した日に効力を生じる。

- (b) 受諾のための通報から一ヶ月以内に、(a)の規定に従っ

て改正が受諾されない場合、改正は拒絶されたものとみなされる。

5 改正が受諾されたけれども未だ効力を生じていない間又は4の規定に従って効力を生じた後に改正を受諾する締約国に關しては、改正は、当該締約国が改正を受諾した後一二月を経過した日に効力を生じる。

6 4の規定に従って改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となった国は、当該国が異なつた意思を表明しない限り、改正されたこの条約の締約国とみなされ、改正に拘束されない締約国との關係においては、改正前の条約の締約国とみなされる。

第六条「時効」

1 (a) この条約に基づいて賠償を請求する権利は、次の期間内に訴えが提起されない場合には、消滅する。

(i) 死亡又は身体の傷害に關しては、原子力事故の発生日から三〇年

(ii) その他の損害に關しては、原子力事故の発生日から一〇年

(b) 施設国の法令によれば、事業者の責任が保險又は国家の資金を含むその他の金銭上の保証によつて(a)に定める期間より長い間担保されている場合には、権限のある裁判所の法令は、事業者に対して賠償を請求する権利が、(a)に定める期間より長い期間であつて、施設国の法令に基づいて事

業者の責任が担保される期間を超えない期間の後にのみ消滅する旨を規定することができる。

(c) 死亡及び身体の傷害に關する賠償を請求する訴え又は(b)に基づく期間の延長に従つてその他の損害に關する賠償を請求する訴えであつて、原子力事故の発生日から一〇年を経過した後に提起されたものは、いかなる場合にも、一〇年の期間の満了の前に事業者に対して訴えを提起した者のこの条約に基づいて賠償を請求する権利に影響を及ぼすものではない。

2 「削除」

3 この条約に基づいて賠償を請求する権利は、権限のある裁判所の法令に規定されるところにより、損害を被つた者が損害及び損害に対して責任を有する事業者を知つた日又は合理的に知りうべきであつた日から三年以内に訴えが提起されない場合には、消滅時効又は除斥期間の適用を受ける。ただし、1(a)及び(b)の規定に従つて定められた期間を超えてはならない。

4 権限のある裁判所の法令に別段の定めがある場合を除くほか、原子力損害を被つたと主張してこの条によつて適用される期間内に賠償の請求の訴えを提起した者は、当該期間の経過した後であっても、損害の拡大を考慮して請求を変更することが出来る。ただし、終局判決が言い渡されている場合はこの限りでない。

5 管轄権が第一一条3(b)によつて決定される場合において、

この決定を行う権限のあるいずれかの締約国に対してこの条に定める期間内に決定の申立てがされなければ、決定の後の残余の期間が六ヶ月より短いときは、訴えを提起することができず期間は、決定の日から起算して六ヶ月とする。

#### 第七条「保険、保証」

- 1 (a) 事業者は、原子力損害に対する自己の責任を担保する保険その他の金銭上の保証（金額、種類及び条件は施設国が定める。）を維持しなければならない。施設国は、保険その他の金銭上の保証の実額が事業者に対して確定された原子力損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない範囲（第五条に従って設定される限度がある場合には、それを超えない範囲に限る。）において、必要な資金を提供することにより、当該債権についての支払いを確保しなければならない。事業者の責任が無限である場合には、施設国は責任を負う事業者の金銭上の保証の限度を設定することができるが、その限度額は三億SDRを下回ってはならない。この場合において、施設国は、金銭上の保証の実額が事業者に対して確定された原子力損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない範囲（この項に基づいて定められる金銭上の保証の金額を超えない範囲に限る。）において、当該債権についての支払いを確保しなければならない。

(b) (a)の規定にかかわらず、事業者の責任が無限である場合には、施設国は、原子力施設又は関係する核物質体の種類

及びこれらに起因する事故の想定される結果を考慮して、より少額の金銭上の保証を設けることができる。ただし、いかなる場合にも、設定される金額は五〇〇万SDRを下回ってはならず、かつ、金銭上の保証の実額が事業者に対して確定された原子力損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない範囲において、(a)の規定に従って定められる限度まで、施設国は、当該債権についての支払いを確保しなければならない。

- 2 1の規定は、締約国又はその行政区画（州又は共和国など）に対して、自ら事業者として負う責任を担保するために保険その他の金銭上の保証を維持することを求めるものではない。
- 3 保険その他の金銭上の保証又は施設国によって1又は第五条1(b)及び(c)の規定に従って提供される資金は、この条約に基づいて支払われる賠償にのみ充てられる。

4 保険者その他の保証提供者は、1の規定に従って提供される保険その他の金銭上の保証を、権限のある当局に対して少なくとも二ヶ月前に書面による予告を与えないで停止又は取り消してはならず、また、保険その他の金銭上の保証が核物質の運送に係る場合には、運送の間、これを停止又は取り消してはならない。

#### 第八条「準拠法」

1 この条約の規定に従うことを条件として、損害賠償の性質、方式及び程度、並びに賠償金の公平な分配は、権限のある裁

判所の法令による。

- 2 第六条1(c)の規定に従うことを条件として、事業者に対して行われる請求に関してこの条約に基づいて賠償される損害が、第五条1の規定に従って支払いに充てられる最高額を超え又は超えるおそれのある場合、賠償金の分配は、死亡又は人身の傷害に関する請求に対して優先的に行われる。

第九条「社会保障との関係、代位権」

- 1 国若しくは公けの健康保険、社会保険、社会保障、労働者災害補償又は職業病補償の制度の規定が原子力損害の賠償を含む場合、当該制度の受益者が有するこの条約に基づく賠償の権利及び責任を負う事業者に対する当該制度に基づく求償権は、この条約の規定に従うことを条件として、当該制度が設けられている締約国の国内法令又は当該制度を設けている政府間組織の規則によって定められる。

- 2 (a) 締約国の国民であつて事業者でない者は、国際条約又は非締約国の法令に基づいて原子力損害の賠償金を支払った場合には、その支払った額を限度として、その賠償金の支払いを受けた者がこの条約に基づいて有したであろう権利を代位によって取得する。いかなる者も、事業者がこの条約に基づいて自己に対して求償権を有する範囲内では、権利を代位によって取得することができない。

- (b) この条約のいかなる規定も、第七条1の規定に従って提供される資金以外の資金から原子力損害の賠償金を支払つ

た事業者が、その支払った額を限度として、賠償金の支払いを受けた者がこの条約に基づいて得たであろう金額を、同項に従って金銭上の保証を提供する者又は施設国から取り立てることを妨げるものではない。

第一〇条「求償権」

- 1 事業者は、次のときに限って求償権を有する。

- (a) 書面による契約により明示的に定められているとき、又は

- (b) 原子力事故が、損害をもたらすことを意図した作為又は不作為によって生じた場合において、当該意図をもって作為又は不作為をした個人に対して行使するとき。

- 2 この条に基づいて与えられる求償権は、施設国がこの条約に従って公的資金を提供する限りにおいて、施設国にも認められる。

第一一条「管轄権」

- 1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、第二条に基づく訴えに関する管轄権は、自国の領域内において原子力事故が生じた締約国の裁判所に専属する。

- 1の2 原子力事故が締約国の排他的経済水域（排他的経済水域が設定されていない場合には、もしそれが設定されたとしたときのそれを超えない水域）で生じた場合、原子力事故に起因する原子力損害に関する訴えの管轄権は、この条約においては、当該締約国の裁判所に専属する。この定めは、締約

国が原子力事故の発生の前にこれらの水域を寄託者に通告している場合に適用される。この項は、海洋法に関する国際連合条約を含む海洋に関する国際法に違反する管轄権の行使を認めるものと解釈されてはならない。

2 原子力事故が締約国の領域内若しくは1の2に従って通告された水域内で生じたものでない場合又は原子力事故の場所を確定できない場合、訴えの管轄権は、責任を負う事業者の施設国の裁判所に専属する。

3 1、1の2又は2に基づいて管轄権が複数の締約国の裁判所にある場合、管轄権は次の裁判所にあるものとする。

- (a) 原子力事故の一部が締約国の領域外で生じ、他の一部が一の締約国の領域内で生じた場合には、当該締約国の裁判所を有することとなる裁判所が属する締約国の間で合意によって決定される締約国の裁判所
- (b) その他の場合には、1、1の2又は2に基づいて管轄権を有する締約国の裁判所が属する締約国の間は、自国の一の裁判所のみが原子力事故に関して管轄権を有することを確保する。

#### 第一A条「訴訟担当」

管轄権を有する裁判所の属する締約国は、原子力損害についての賠償の訴えに関して、次のことを確保する。

- (a) いかなる国家も、原子力損害を被った者であって、自国の国民又は自国の領域内に住所若しくは居所を有するもの同意を得て、これらの者の名において、訴えを提起する

ことができること。

- (b) いかなる者も、代位又は譲渡によって取得されるこの条約に基づく権利を行使するために、訴えを提起することができること。

#### 第二二条「締約国判決の承認・執行」

1 管轄権を有する締約国の裁判所が下した判決で、再び通常的方式で審理されることがないものは、次の場合を除いて承認される。

- (a) その判決が、詐欺によって得られた場合
- (b) その判決の宣告を受ける当事者が、自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかった場合
- (c) 判決が、承認の求められている締約国の公の秩序に反するか又は正義の基本原則と相容れない場合

2 この条の1の規定に従って承認された判決は、執行の求められる締約国の法令で必要とされる手続に従った執行の申立てに基づいて、当該締約国の裁判所の判決と同様の執行力を付与される。判決の対象となっている請求の当否は、再び手続に服させてはならない。

#### 第三三条「国内法の適用」

1 この条約及びこの条約によって適用される国内法の適用は、国籍、住所又は居所によって差別されてはならない。

2 1の規定にかかわらず、原子力損害の賠償額が一億五千万SDRを超える場合に限り、施設国の法令は、原子力事故の

発生の際に領域内に原子力施設を有する国であつて、同等の賠償額の支払いについて相互性が認められないものの領域又は海域（海洋に関する国際法に従つて設定されるもの）において生じた原子力損害に関して、この条約の規定から逸脱することができる。

#### 第一四条「裁判権免除の放棄」

強制執行に関する場合を除いて、国内法又は国際法の規則に基づく裁判権の免除は、第一条に従つて権限のある裁判所におけるこの条約に基づく訴えにおいて援用することができない。

#### 第一五条「通貨の交換」

締約国は、この条約による原子力損害の賠償、それに付随して裁判所が認める利息及び費用、保険料及び再保険料並びに保険、再保険その他の金銭上の保証から提供される資金又は施設国から提供される資金が、自国の領域内で損害が生じた締約国の通貨又は自国の領域内に債権者が常居所を有する締約国の通貨に、また、保険料及び再保険料並びに保険金及び再保険金については、保険又は再保険の契約に記載されている通貨に、自由に交換できることを確保するために適当な措置をとる。

#### 第一六条「損益相殺」

同一の原子力損害について、原子力の分野における民事責任に関する他の国際条約に基づいて賠償を受けた者は、その範囲においては、この条約に基づいて賠償を受けるいかなる権利も行使することができない。

#### 第一七条「他の条約との関係」

この条約は、原子力の分野における民事責任に関する国際協定又は国際条約であつて、この条約が署名のために開放される日に効力を生じているもの又はその日に署名、批准若しくは加入のために開放されているものの適用について、その締約国の間において影響を及ぼすものではない。

#### 第一八条「国際法」

この条約は、国際法の一般原則に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第一九条「合意又は法令の写しの提供」

1 第一条3(b)の規定に従つて合意をした締約国は、他の締約国への情報の提供及び頒布のために、その写しを国際原子力機関事務局長に遅滞なく提供しなければならない。

2 締約国は、この条約の適用を受ける事項に関する法令の写しを、他の締約国への情報の提供及び頒布のために、国際原子力機関事務局長に提供しなければならない。

#### 第二〇条 削除

#### 第二〇A条「紛争の解決」

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国の間で紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に規定する紛争であつて1の規定に基づく協議の要請か

ら六ヶ月以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のために仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から六ヶ月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も国際司法裁判所所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3 締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、2に定める紛争解決手続に拘束されない。

4 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。

- 第二一条 削除
- 第二二条 削除
- 第二三条 削除
- 第二四条 削除
- 第二五条 削除
- 第二六条「改正」

この条約の発効の日から五年を経過した後はいつでも、締約国の三分の一の国が希望を表明する場合は、この条約の改正を

審議するために、国際原子力機関事務局長によって会議が招集される。

第二七条 削除

第二八条「登録」

この条約は、国際連合憲章第一〇二条に従って、国際原子力機関事務局長によって登録される。

第二九条 削除

### 〈仮訳〉原子力損害についての補完的補償に関する条約

締約国は、

原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約及び原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約並びにこれらの条約の諸原則と矛盾しない原子力損害の賠償に関する国内法令において規定されている措置の重要性を認識し、

原子力損害の賠償額を増額すべきとの観点から、これらの措置を補完し及び強化する世界的な責任制度を構築することを希求し、さらに、このような世界的な責任制度が、国際的なパートナーシップと連帯の原則に従って、より高い水準の原子力の安全性を促進するための地域的及び地球規模の協力を推進することを認識して、

次のおり協定した。



第一章 総則

第一条 定義

本条約の適用上、

- (a) 「ウィーン条約」とは、一九六三年五月二一日の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約及びその改正であつて、この条約の締約国について効力を生じるものを用いる。
- (b) 「パリ条約」とは、一九六〇年七月二九日の原子力の分野における第三者責任に関するパリ条約及びその改正であつて、この条約の締約国について効力を生じるものを用いる。
- (c) 「特別引出権」(以下、S D R という。)とは、国際通貨基金が定める計算単位であつて、その操作及び取引のために利用されるものを用いる。
- (d) 「原子炉」とは、核燃料を収容する構造物であつて、追加的中性子源の供給なしに核分裂の自続的連鎖作用が内部で起こりうるような仕組みを有するものをいう。
- (e) 「施設国」とは、ある原子力施設についてそれが自国の領域内にある締約国をいう。それがいずれの国の領域内にもない場合には、それを自ら運転するか又は運転することを許可している締約国をいう。
- (f) 「原子力損害」とは、
  - (i) 人の死亡又は身体の傷害
  - (ii) 財産の滅失又は損傷

及び、権限のある裁判所の法令が認める程度において次のものを用いる。

- (iii) (i)又は(ii)に定める損失又は損害から生じる経済的損失であつて、(i)又は(ii)に定める損失又は損害に関して賠償を求め権利を有する者に生じたもの。ただし、(i)又は(ii)で賠償されないものに限る。
- (iv) 悪化した環境の回復措置の費用(回復措置が実際にとられたか又はとられるべき場合であつて、かつ、(ii)で賠償されないものに限る)。ただし、環境の悪化が重大でない場合は、この限りでない。
- (v) 環境の利用又は享受における経済的利益から得られる収入の喪失(環境の重大な悪化によるものであつて、(ii)で賠償されないものに限る。)
- (vi) 防止措置の費用及び防止措置によつて引き起こされた損失又は損害
- (vii) その他の経済的損失であつて、環境の悪化によつて引き起こされたものでないもの。ただし、権限のある裁判所の民事責任に関する一般の法令によつて認められるものに限る。
- (i)から(v)まで及び(vii)に関しては、損失又は損害が、原子力施設内のあらゆる放射線源によつて放出される電離放射線又は原子力施設内の核燃料又は放射性生成物若しくは廃棄物及び原子力施設から出発若しくは輸送を開始し又は原子力施設

へ向けて輸送を行っている核物質から放出される電離放射線から生じた場合に限る。損失又は損害が、物質の放射性から生じたか又は放射性と毒性、爆発性若しくはその他の有害な特性との結合から生じたかは問わない。

(g) 「回復措置」とは、当該措置がとられた国の権限のある当局によって承認された相当の措置であつて、損害を受け若しくは破壊された環境の構成要素を回復又は復活させること又は相当の場合には当該構成要素の等価物を環境に組み入れることを目的とするものをいう。回復措置をとる資格を有する者は、損害がもたらされた国の法令によって定められる。

(h) 「防止措置」とは、(f)(i)から(v)まで又は(vi)に規定された損害を防止し又は最小限にするために、いずれかの者によつて原子力事故の発生後にとられた相当の措置をいう。ただし、当該措置がとられた国の法令で求められる権限のある当局の承認に従うものとする。

(i) 「原子力事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて原子力損害をもたらすものをいう。防止措置に関しては、原子力損害をもたらす重大かつ急迫した脅威を生じさせるものをいう。

(j) 「原子力設備容量」とは、各締約国について第四条2に定める計算基準による単位の数の合計をいう。「熱出力」とは、権限ある国家機関によつて認められた最大出力をいう。

(k) 「権限のある裁判所の法令」とは、この条約に基づいて管轄権を有する裁判所の法令（抵触法に関する法規則を含む。）をいう。

(l) 「相当の措置」とは、すべての事情を考慮して、権限のある裁判所の法令に基づいて適切かつ均衡のとれた措置と判断されるものをいう。すべての事情には、例えば次のものが含まれる。

- (i) 生じた損害の種類及び程度。防止措置に関しては、生じ得る損害の種類及び程度
- (ii) 当該措置がとられた時点において、それが効果的であると考えられる程度

(iii) 関連する科学技術的専門性  
 第二条 目的及び適用

1 この条約の目的は、次に掲げる国内法令に従つて提供される補償制度を補完することである。

(a) 第一条(a)及び(b)に定める条約のいずれかを施行するもの

2 この条約の制度は、締約国の領域内に設置された平和的目的に利用される原子力施設の事業者が、第一条に定める条約のいずれか又は1(b)に定める国内法令に基づいて責任を負う原子力損害に適用される。

3 1(b)に定める付属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二章 補償

第三条 保証

1 一の原子力事故についての原子力損害に関する補償は、次に掲げるように確保されなければならない。

(a) (i) 施設国は、三億 S D R 若しくは原子力事故の発生の前に寄託者に対して明記したこれより高い金額又は (ii) に従って経過的に適用される額が支払いに充てられることを確保しなければならない。

(ii) 締約国は、この条約が署名のために開放される日から最長一〇年間に於いては、その期間内に生じた原子力事故に関して、経過的に適用される一億五千万 S D R 以上の額を設定することができる。

(b) (a) の規定に基づいて支払いに充てられる金額を超えて、締約国は、第四条に定める計算基準に従った公的資金が支払いに充てられるようにしなければならない。

(a) 1 (a) の規定に従った原子力損害に関する補償は、国籍、住所又は居所に基づいて差別されることなく公平に分配されなければならない。ただし、施設国の法令は、原子力責任に関する他の条約に基づく自国の義務に従うことを条件として、非締約国において生じた原子力損害を除外することができ。

(b) 1 (b) の規定に従った原子力損害に関する補償は、第五条及び第一一条 1 (b) の規定に従うことを条件として、国籍、

住所又は居所に基づいて差別されることなく公平に分配されなければならない。

3 賠償される原子力損害が、1 (b) の規定に基づく総額を必要としない場合には、拠出金は比例的に減じられる。

4 原子力損害の賠償を請求する訴えにおいて裁判所によって認められた利息及び費用は、1 (a) 及び (b) の規定に従って認められる金額に追加して支払われる。当該利息及び費用は、責任を負う事業者、当該事業者の原子力施設が自国の領域内に設置されている締約国及びすべての締約国のそれぞれによって 1 (a) 及び (b) の規定に従って実際に拠出される金額に、比例的に割り当てられる。

第四条 拠出金の計算

1 締約国が第三條 1 (b) に規定する公的資金のために拠出する金額は、次の計算基準に従って決定される。

(a) (i) 当該締約国の原子力設備容量に設備容量一単位当たり三百 S D R を乗じた金額、及び

(ii) (i) の規定に基づいてすべての締約国に関して計算された総額の一〇％に、原子力事故が発生した前年の評価による当該締約国の国連分担率をすべての締約国の国連分担率の合計で除して得られる比率を乗じた金額

(b) (c) の規定に従うことを条件として、各締約国の拠出金は (a) (i) 及び (ii) に定める金額の合計とする。ただし、国連分担率が最低であって、かつ原子炉を有しない締約国は、拠出

金を求められない。

(c) 施設国以外の締約国に対して(b)の規定に従って請求される一の原子力事故あたりの拠出金の最大額は、(b)の規定に従って決定されるすべての締約国の拠出金の合計にその国の特定比率を乗じたものを超えないものとする。各締約国の特定比率は、その国の国連分担率のパーセンテージに八パーセンテージを加えたものである。事故が発生した時に、この条約のすべての締約国の総設備容量が六二万五千単位以上であるときは、このパーセンテージに一パーセンテージを加える。この比率は、設備容量が六二万五千単位を超える場合には、七万五千単位が増加することによりさらに一パーセンテージずつが加算される。

2 この計算基準は、締約国の領域内に設置された各原子炉について、熱出力一のメガワット当たり一単位とする。この計算基準は、原子力事故の日に第八条に従って作成及び更新される表に示された原子炉の熱出力に基づいて計算される。

3 拠出金を計算するにあたっては、原子炉は、核燃料要素が最初に原子炉に装荷された日から計算の対象となる。原子炉は、すべての核燃料要素が原子炉の炉心から永久に除去され、承認された手続に従って安全に貯蔵された時に、その対象から除外される。

#### 第五条 地理的適用範囲

1 第三条1(b)の規定によって提供される資金は、次に掲げる

原子力損害に適用される。ただし、締約国の裁判所が第一条に従って管轄権を有する場合に限る。

(a) 締約国の領域内で被られた原子力損害

(b) 締約国の領海外の海域内又は海上において、

(i) 締約国の旗を掲げる船舶上で被られた又はそれが被った原子力損害、締約国の領域内において登録された航空機内で被られた又はそれが被った原子力損害、又は締約国の管轄の下にある人工島、施設若しくは構造物上で被られた又はこれらが被った原子力損害、又は

(ii) 締約国の国民が被った原子力損害

ただし、この条約の締約国でない国の領海内又は領海上で被られた損害は、この限りでない。

(c) 締約国の排他的経済水域内若しくはその上で又は締約国大陸棚において被られた原子力損害であつて、当該排他的経済水域若しくは当該大陸棚の資源の探査若しくは開発に関連するもの

2 この条約の署名国又は加入国は、その署名又は加入の時に又は批准書の寄託に基づいて、1(b)(ii)の規定の適用のために、自国の法令に基づいて自国の領域内に常居所を有するとみなす者を自国の国民と同様に扱うことを宣言することができる。

3 本条において「締約国の国民」には、締約国若しくはその行政区画、組合又は締約国の領域内で設立された公法上若しくは私法上の団体(法人であるかどうかを問わない。)が含

まれる。

### 第三章 補完的資金の形成

#### 第六条 原子力損害の通報

他の国際的取決めに従って締約国が負う義務に影響を及ぼすことなく、自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故によって生じた損害が、第三条1(a)の規定に従って支払いに充てられる額を超え若しくはそのおそれがあり、かつ、第三条1(b)の規定に従って拠出金が求められることが明らかになった場合、直ちに、他の締約国に事故を通報しなければならぬ。締約国は、相互間の関連する手続を処理するために必要なすべての措置を遅滞なくとらなければならない。

#### 第七条 資金の要請

1 第六条に定める通報の後、自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、第一〇条3の規定に従うことを条件として、他の締約国に対して、第三条1(b)に基づく公的資金が実際に求められる程度及び場合において、このための拠出を要請する。この締約国は、この資金を分配する排他的な権限を有する。

2 通貨又は送金に関する現在又は将来の規制にかかわらず、締約国は、いかなる制限も伴わずに第三条1(b)の規定に従って提供される拠出金の送金及び支払いを正当と認めなければならない。

#### 第八条 原子力施設の表

1 各締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託す

る際に、第4条3に定めるすべての原子力施設の完全な表を作成し、これを寄託者に対し通知する。この表には、拠出金の計算のために必要な事項を記載しなければならない。

2 各締約国は、1の表に関するすべての修正を寄託者に対して速やかに通知する。この修正に原子力施設の追加が含まれる場合には、当該施設に核物質が搬入される予定日の少なくとも3ヶ月前に通知をしなければならない。

3 締約国は、1及び2に基づいて締約国によって通知された事項又は表の修正がこれらの規定に従っていないと考える場合には、5の規定に基づいて通知を受け取った日から3ヶ月以内にその旨を寄託者に対して通知する方法により、異議の申立てを行うことができる。寄託者は、異議の出された情報を通知した国に対し、直ちに当該異議を通知する。解決されないすべての相違は、第16条に定める紛争解決手続に従って処理される。

4 寄託者は、この条に従って確定された原子力施設の表を維持し、更新し、かつ、年1回すべての締約国に配布する。当該表は、この条に定めるすべての事項及び修正によって構成され、この条の規定に従って提起された異議は、それが認められた場合には、その提起の日を超えて効力を有する。

5 寄託者は、この条に従って受け取った通知及び異議を、できる限り速やかに各締約国に対し通知する。

### 第九条 求償権

- 1 各締約国は、責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内にある締約国及び第3条1(b)に定める拠出を行ったその他の締約国が事業者の有する求償権を行使できるように法令で定めなければならない。ただし、この求償権の行使は、第1条に定める条約のいずれか又は第2条1(b)に定める国内法に基づいて当該事業者が権利を有する範囲に限る。
- 2 責任を負う事業者の原子力施設がその領域内に設置されている締約国は、損害が事業者の過失によつて生じた場合には、この条約に従つて支払いに充てられる公的資金を当該事業者から取り立てることができることを、法令で定めることができる。
- 3 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、拠出を行った他の締約国のために、1及び2で規定された求償権を行使することができる。

### 第一〇条 分配、手続

- 1 第三条1に従つて求められる資金を支払いに充てるための分配の制度及びその割当ての制度は、自国の裁判所が管轄権を有する締約国のものとする。
- 2 締約国は、損害を被つた者の賠償のために、提供される資金ごとに個別の手続きをとることなく補償の権利を行使することができるようにし、かつ、責任を負う事業者に対する手続に締約国が参加することができるようにしなければならない。

- 3 賠償に係る債権が第三条1(a)に定める資金で弁済される場合には、締約国は、第三条1(b)に定める公的資金のために拠出するよう求められない。

### 第一条 資金の割当て

- 1 第三条1(b)に基づいて提供される資金は、次のとおり分配される。
  - 1(a) 資金の五〇％は、施設国の内外でもたらされた原子力損害に係る請求に対する賠償の支払いに充てられる。
  - (b) 資金の五〇％は、施設国の領域外で被られた原子力損害の請求に対する賠償の支払いに充てられる。ただし、賠償の請求が(a)の規定に基づいて補償されない限度に限る。
  - (c) 第三条1(a)の規定に従つて提供される額が三億SDRに満たない場合、
    - (i) (a)に定める金額は、第三条1(a)の規定に従つて提供される金額が三億SDRに満たない割合と同じ割合で減じられる。
    - (ii) (b)に定める金額は、(i)に定められた計算によつて減じられた金額まで増額される。
- 2 締約国が、第三条1(a)の規定に従つて、原子力事故の以前に寄託者に明記した六億SDRを下回らない金額について、平等な支払いに充てることを確保している場合には、第三条1(a)及び(b)に定めるすべての資金は、1の規定にかかわらず、施設国の内外でもたらされた原子力損害の賠償に充てること

ができる。

#### 第四章 選択権の行使

##### 第二条

1 この条約に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、ウィーン条約又はパリ条約によって認められる権限を行使することができる。締約国は、これらの条約の規定を、第三条1(b)に規定する公的資金を用いるために、他の締約国に対して援用することができる。

2 この条約は、締約国がウィーン条約又はパリ条約及びこの条約の範囲外の事項について規定を設けることを妨げるものではない。ただし、当該規定は、他の締約国に新たな義務を課すものであつてはならず、また、領域内に原子力施設を有しない締約国における損害を、相互性の欠如を理由に追加的な補償から除外してはならない。

3 (a) この条約は、締約国が第三条1(a)に基づく義務を履行するため又は原子力損害の補償に追加的な資金を提供するために地域的又はその他の協定を結ぶことを妨げるものではない。ただし、当該協定は、この条約が定める義務を超える義務を他の締約国に課してはならない。

(b) (a)に規定する協定を締結しようとする締約国は、他のすべての締約国にその意思を通告しなければならない。締結された協定は、寄託者に通告されなければならない。

#### 第五章 裁判管轄及び準拠法

##### 第三条 管轄権

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故に起因する原子力損害に関する訴えの管轄権は、自国の領域内において原子力事故が生じた締約国の裁判所に専属する。

2 原子力事故が締約国の排他的経済水域（排他的経済水域が設定されていない場合には、もし締約国によってそれが設定されたとしたときのそれを超えない水域）で生じた場合、原子力事故に起因する原子力損害に関する訴えの管轄権は、この条約においては、当該締約国の裁判所に専属する。この定めは、締約国が原子力事故の発生前にこれらの水域を寄託者に通告した場合に適用される。この項は、海洋法に関する国際連合条約を含む海洋に関する国際法に違反する管轄権の行使を認めるものと解釈されてはならない。ただし、管轄権の行使が、この条約の締約国でない国に関してウィーン条約第一条又はパリ条約第一条に基づく当該締約国の義務と両立しない場合には、管轄権はこれらの規定に従って定められる。

3 原子力事故が締約国の領域内若しくは2の規定に従って通告された水域内で生じたものでない場合又は原子力事故の場所を確定できない場合、原子力事故に起因する原子力損害に関する訴えの管轄権は、責任を負う事業者の施設国の裁判所に専属する。

4 原子力損害に関する訴えの管轄権が複数の締約国の裁判所

にある場合、これらの締約国は、いずれの締約国の裁判所が管轄権を有するかを合意によって決定する。

5 管轄権を有する締約国の裁判所が下した判決で、再び通常的方式で審理されることがないものは、次の場合を除いて承認される。

(a) その判決が、詐欺によって得られた場合  
 (b) その判決の宣告を受ける当事者が、自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかった場合

(c) 判決が、承認の求められている締約国の公の秩序に反するか又は正義の基本原則と相容れない場合

6 5の規定に従って承認された判決は、執行の求められる締約国の法令で必要とされる手続に従った執行の申立てに基づいて、当該締約国の裁判所の判決と同様の執行力を付与される。判決の対象となつている請求の当否は、再び手続に服させてはならない。

7 第三条1(b)に定める公的資金からの補償の支払いに関して、国内法によって定められた要件に従つてなされた和解は、他の締約国によって承認される。

#### 第十四条 準拠法

1 一の原子力事故に対しては、ウィーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の付属書のいずれか適当なものの一が、他を排除して適用される。

2 この条約の規定及び適当な場合にはウィーン条約又はパリ

条約の規定に従うことを条件として、準拠法は権限のある裁判所の法令とする。

#### 第十五条 国際法

この条約は、国際法の一般原則に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

#### 第六章 紛争の解決

##### 第一六条

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国の間で紛争が生じた場合には、紛争当事者は、交渉又は紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的紛争解決手段により紛争を解決するため、協議する。

2 1に規定する紛争であつて1の規定に基づく協議の要請から六ヶ月以内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のために仲裁又は国際司法裁判所に付託する。紛争が仲裁に付託された場合において、要請の日から六ヶ月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も国際司法裁判所所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3 締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に定める紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、



そのような宣言が効力を有している締約国との関係において、

提供しなければならない。寄託者は、当該規定の写しをすべての他の締約国に送付する。

2 に定める紛争解決手続に拘束されない。

#### 第二〇条 加入

1 この条約に署名しなかったいかなる国も、その効力発生の後、この条約に加入することができる。加入書は、ウィーン

#### 第七章 最終条項

##### 第七〇条 署名

この条約は、一九九七年九月二九日からその効力発生までの期間、ウィーンにある国際原子力機関本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

##### 第七一条 批准、受諾、承認

1 この条約は、署名国によって批准、受諾又は承認されなければならぬ。批准書、受諾書又は承認書は、ウィーン条約

2 加入書は、国際原子力機関事務局長に寄託する。

3 締約国は、国連公用語の一つで、第二条1に規定する国内法令及びその改正の規定又は第三条1(a)若しくは第一条2

若しくはパリ条約の締約国又はこの条約の付属書の規定に自国の国内法が合致していると宣言した国からのみ受け入れられる。ただし、当該国が一九九四年六月一七日の原子力の安全に関する条約で定義される原子力施設をその領域内に有する場合には、当該条約の締約国でなければならぬ。

提供しなければならない。寄託者は、当該規定の写しをすべての他の締約国に送付する。

2 批准書、受託書又は承認書は、この条約の寄託者として行動する国際原子力機関事務局長に寄託する。

3 締約国は、国連公用語の一つで、第二条1に規定する国内法令及びその改正の規定又は第三条1(a)若しくは第一条2に基づいて行われる明記又は第三条1(a)(ii)に基づく経過措置

1 この条約は、原子力設備容量を最低四〇万単位有する少なくとも五の国が第一条に定める文書を寄託した日の後九〇日目の日に効力を生じる。

額を定める国内法令の規定及びその改正の写しを、寄託者に

2 条約の効力が発生した後この条約を批准、受諾若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、当該

国により適当な文書が寄託された日の九〇日目の日に効力を生じる。

### 第二一条 廃棄

1 締約国は、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が1の通告を受領した日の後1年を経過した日に効力を生じる。

### 第二二条 失効

1 ウィーン条約又はパリ条約の締約国であることを停止する締約国は、そのこと及び停止の日を寄託者に通告しなければならない。この締約国は、その国内法がこの条約の付属書の規定に合致しており、寄託者にそのことを通知し、国連公用語の一つでその法令の写しを提供しないのであれば、この条約の締約国であることをその日に停止する。寄託者は、この写しを他のすべての締約国に送付する。

2 自国の国内法がこの条約の付属書に合致しなくなり、かつ、ウィーン条約又はパリ条約の締約国でない締約国は、そのこと及び合致しなくなった日を寄託者に通知しなければならぬ。この締約国は、この条約の締約国であることをその日に停止する。

3 自国の領域内に原子力の安全に関する条約において定義される原子力施設を有し、この条約の締約国であることを停止する締約国は、そのこと及び停止の日を寄託者に通知しな

ければならない。この締約国は、前二項にかかわらず、この条約の締約国であることをその日に停止する。

### 第二三条 従前の権利及び義務の継続

第二一条による廃棄又は第二二条による停止にかかわらず、この条約の規定は、廃棄又は停止の以前に起こった原子力事故によって生じた原子力損害に引き続き適用される。

### 第二四条 改正

1 寄託者は、締約国との協議の後、この条約の改正のために会議を招集することができる。

2 寄託者は、すべての締約国の三分の一以上の国の要請があれば、この条約の改正のために締約国会議を招集する。

### 第二五条 簡易手続による改正

1 締約国の三分の一が希望を表明する場合には、第三条1(a)及び(b)の補償額又は第四条3の規定に従って支払われる拠出金を含む施設の種類を改正するために、寄託者によって締約国の会合が招集される。

2 改正案の採択は、投票によって決定される。反対票が投じられなければ改正は採択される。

3 2の規定に従って採択された改正は、寄託者によって、すべての締約国に通報される。通報の後三六ヶ月以内に、改正が採択された時におけるすべての締約国が寄託者に改正の受諾を通知した場合、改正は受諾されたものとみなされる。改正は、その受諾の日から一二ヶ月を経過した日にすべての締

約国に対して効力を生じる。

4 受諾のための通報の日から三十六ヶ月以内に、3の規定に従って改正が受諾されない場合には、改正は拒絶されたものとみなされる。

5 2の規定に従って改正が採択されたけれども、その受諾のための三十六ヶ月が経過していない場合、この期間中にこの条約の締約国となる国は、この改正が効力を生じる場合には、これに拘束される。この期間の経過後にこの条約の締約国となる国は、3の規定に従って受諾された改正に拘束される。この項に定める場合において、締約国は、改正が効力を生じた時又は締約国に対してこの条約が効力を生じた時のいずれが遅いかにかわらず、この改正に拘束される。

#### 第二六条 寄託者の任務

この条約の他の条項における任務のほか、寄託者は、締約国及び他のすべての国並びに経済協力開発機構事務局長に対し、次の事項を速やかに通報する。

- (a) この条約の署名
- (b) この条約に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託
- (c) この条約の効力発生
- (d) 第一六条の規定に従って受領した宣言
- (e) 第二二条の規定に従って受領した廃棄又は第二二条に従って受領した通告

- (f) 第三二条の規定に基づく通告
- (g) この条約に関するその他の適切な通告

#### 第二七条 正本

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、国際原子力機関事務局長に寄託される。同事務局長は、その認定謄本をすべての国に送付する。

#### 付属書

この条約の第一条(a)又は(b)に定める条約のいずれの締約国でもないこの条約の締約国は、この付属書に定められた規定が当該締約国の国内では直接に適用されない場合、自国の国内法令が当該規定と適合することを確保しなければならない。自国の領域内に原子力施設を有しない締約国は、この条約上の義務を履行することを可能とする法令を制定しなければならない。

#### 第一条 定義

1 この条約の第一条における定義に加えて、次の定義がこの付属書のために適用される。

- (a) 「核燃料」とは、核分裂の自続的連鎖作用によりエネルギーを生産することのできるあらゆる物質をいう。
- (b) 「原子力施設」とは、次のものをいう。
- (i) 原子炉。ただし、動力源（推進用であるか他の目的

ためかを問わない。)として海又は空の輸送手段に裝備されるものを除く。

(ii) 核物質の生産のために核燃料を使用する工場又は核物質を加工する工場(使用済核燃料を再処理するものを含む)。

(iii) 核物質を貯蔵する施設(核物質の運送に伴う貯蔵の場所を除く。)

施設国は、同一敷地内にある一の事業者の数の原子力施設を一の原子力施設とみなすことを、決定することができる。

(c) 「核物質」とは、次のものをいう。

(i) 単独で又は他の物質と結合して、原子炉の外でも核分裂の自続的連鎖作用によりエネルギーを生産することができる核燃料(天然ウラン及び劣化ウランを除く。)

(ii) 放射性生成物又は廃棄物

(d) 「事業者」とは、ある原子力施設についてその事業者として施設国によって指定又は承認された者をいう。

(e) 「放射性生成物又は廃棄物」とは、核燃料の生産若しくは使用に際して生じた放射性物質又はそれに伴う放射線にさらされることによつて放射性を帯びた物質をいう。ただし、科学、医学、農業、商業又は工業の目的のために使用することができるように成形加工の最終段階に達した放射性同位元素は含まない。

2 施設国は、包含される危険の程度が小さいことが確実であ

る場合には、次に掲げる条件に従つて、原子力施設又は少量の核物質をこの条約の適用から除外することができる。

(a) 原子力施設に関しては、除外の基準が国際原子力機関理事会によつて設定されており、かつ施設国による除外がその基準を満たしていること。

(b) 少量の核物質に関しては、最大除外限度量が国際原子力機関理事会によつて設定されており、かつ施設国による除外がその設定された限度内であること。

原子力施設の適用除外基準及び少量の核物質の最大除外限度量は、同理事会によつて定期的に検討される。

## 第二条 法令の適合性

1 締約国の国内法令は、一九九五年一月一日の時点で、次の規定を有し、かつ有し続けている場合には、第三条、第四条、第五条及び第七条の規定に適合するものとみなされる。

(a) 事故が発生した原子力施設の敷地外で実質的な原子力損害がある原子力事故について、厳格責任を定める規定

(b) 原子力損害について責任を負う事業者以外の者が賠償の責任を法的に負う限りにおいて、その者による賠償を求める規定、及び

(c) (b)に定める賠償のために、民生用の原子力発電所に関しては一〇億SDR以上及びその他の民生用の原子力施設に關しては三億SDR以上が支払いに充てられることを確保する規定

2 1の規定に従って、締約国の国内法令が第三条、第四条、

第五条及び第七条の規定に適合するとみなされる場合には、当該締約国は、

(a) この条約第一条(f)で定める損失若しくは損害、並びに、原子力施設内の核燃料又は放射性生成物若しくは廃棄物及び原子力施設から出発若しくは輸送を開始し又は原子力施設へ向けて輸送を行っている核物質の放射性又はその放射性と毒性、爆発性若しくはその他の有害な特性との結合又は原子力施設内のあらゆる放射線源によって放出される電離放射線から生じるその他のあらゆる損失又は損害を対象とする原子力損害の定義を適用することができる。ただし、この適用は、この条約第三条に従った当該締約国の保証に影響を及ぼすものではない。

(b) この付属書第一条1(b)における定義に代えて、3に定める原子力施設の定義を適用することができる。

3 2(b)の規定の適用上、「原子力施設」とは次のものをいう。

(a) 原子炉。ただし、動力源（推進用であるか他の目的のためかを問わない。）として海又は空の輸送手段に装備されるものを除く。

(b) 次のものの処理、再処理又は貯蔵のための民生用の施設

(i) 照射済核燃料

(ii) 放射性生成物又は廃棄物であつて、

(一) 照射済核燃料の再処理から生じ、かつ、相当量の核

分裂生成物を含有するもの、又は

(二) 原子番号が九二より大きな元素であつてグラム当たり一〇ナノキュリーより高濃縮のものを含むもの。

(c) 核物質を処理、再処理又は貯蔵するためのその他の民生用の施設。ただし、締約国が、当該施設に包含される危険の程度が小さいことが、この定義からの当該施設の適用除外を確実にしていることと決定した場合はこの限りでない。

4 1の規定に適合する締約国の国内法令が当該締約国の領域外で生じた原子力事故に適用されない場合であつて、この条約第一三条によれば当該締約国の裁判所の管轄権が当該原子力事故に及ぶときは、この付属書第三条から第一一条までの規定が適用され、かつ、この条約に適合しない国内法令の規定に優先する。

### 第三条 事業者の責任

1 原子力施設の事業者は、次に掲げる原子力事故によつて生じたと証明された原子力損害について責任を負う。

(a) 自己の原子力施設内における原子力事故

(b) 自己の原子力施設から出発又は輸送を開始した核物質に關係する原子力事故であつて、次に掲げる時点の前に生じたもの。

(i) 核物質に關係する原子力事故の危険の責任が、書面に明示された契約条項に従つて、他の原子力施設の事業者によつて引き受けられる時

- (ii) (i)に定めるような明示の契約条項がない場合には、他の原子力施設の事業者が核物質を引き取る時
- (iii) 動力源（推進用であるか他の目的のためであるかを問わない。）として利用するために輸送手段に装備された原子炉において利用されることが意図されている核物質の場合には、当該原子炉の運転を正当に許可された者が核物質を引き取る時
- (iv) (iii)の規定にかかわらず、核物質が非締約国の領域内の者へ向けて送られる場合には、当該非締約国の領域内に到着した輸送手段から核物質が荷下ろしされる時
- (c) 自己の原子力施設へ向けて輸送される核物質に係る原子力事故であつて、次に掲げる時点の後に生じたもの。
- (i) 核物質に係る原子力事故の危険の責任を、書面に明示された契約条項に従つて、当該事業者が他の原子力施設の事業者から引き受けた時
- (ii) (i)に定めるような明示の契約条項がない場合には、当該事業者が核物質を引き取つた時
- (iii) 動力源（推進用であるか他の目的のためであるかを問わない。）として利用するために輸送手段に装備された原子炉を運転する者から、当該事業者が核物質を引き取つた時
- (iv) (iii)の規定にかかわらず、当該事業者の書面による同意を得て核物質が非締約国の領域内の者から送られる場合

には、当該非締約国の領域から核物質を運送するための輸送手段に核物質が積み込まれた時

ただし、原子力損害を引き起こした原子力事故が原子力施設内で生じ、かつ、当該事故が運送に伴つて貯蔵されていた核物質に係る場合には、(b)又は(c)の規定によつて他の事業者又は他の者が単独で責任を負うときは、(a)の規定は適用されない。

2 施設国は、国内法令により、それに定める条件に従つて、核物質の運送を行う者又は放射性廃棄物の取扱いを行う者を、当該運送人又は取扱者の申請及び関係事業者の同意に基づいて、核物質又は放射性廃棄物に関して、当該事業者に代わる事業者として指名又は承認できることを定めることができる。この場合において、当該運送者又は取扱者は、この条約の適用上、当該国の領域内にある原子力施設の事業者とみなされる。

3 原子力損害に関する事業者の責任は、絶対的なものとする。

4 原子力損害及び原子力損害でない損害の双方が、原子力事故又は原子力事故と一若しくは二以上の他の出来事との共同によつて生じた場合、原子力損害でない損害は、原子力損害と合理的に分割できない限りにおいて、原子力事故によつて生じた原子力損害とみなされる。ただし、損害が、この付属書の適用を受ける原子力事故とこの付属書の適用を受けない電離放射線の放出との共同によつて生じた場合には、この付

属書のいかなる規定も、電離放射線の放出に関して責任を負うと判断される者の責任について、原子力損害を被った者又は求償若しくは負担に関して、これを制限し又はその他の影響をこれに及ぼすものではない。

5 (a) 事業者は、原子力損害が武力紛争、敵対行為、内乱又は暴動に直接起因することを証明した場合には、責任を負わない。

(b) 施設国の法令に別段の定めがある場合を除き、事業者は、異常な性質の巨大な天災地変に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に関して、責任を負わない。

6 原子力損害の全部又は一部が、損害を被った者の重大な過失又は損害をもたらすことを意図した作為若しくは不作為から生じたものであることを事業者が証明した場合、国内法令に定めがあるときは、その者が被った損害に関して事業者の賠償義務の全部又は一部は免除される。

7 事業者は、次に掲げる原子力損害に関しては責任を負わない。

(a) 原子力施設自体及びその原子力施設がある敷地内における他の原子力施設（建設中のものを含む。）に対する原子力損害

(b) 原子力施設の敷地内にある財産であつて、当該施設に関連して現在若しくは将来利用されるものに対する原子力損害

(c) 国内法令に別段の定めがある場合を除き、原子力事故の発生の際に核物質が積載されていた輸送手段に対する原子力損害。国内法令によって事業者がこの種類の損害に責任を負うと規定されている場合、当該損害の賠償は、その他の損害に関する事業者の責任を一億五千万SDR若しくは締約国の法令が設定するそれより高い金額のいずれかよりも少ない金額に減じる効果を持たない。

8 この条約のいかなる規定も、事業者が7(c)の規定によってこの条約に基づく責任を負わない原子力損害に関して、この条約の範囲外におけるその者の責任に影響を及ぼさない。

9 原子力損害に関する賠償の権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使できる。ただし、国内法令は、事業者以外の原資による資金を利用することによって賠償を確実にするための国内法令の規定に従って利用可能な資金の提供者を直接に訴える権利を、認めることができる。

10 事業者は、この条約に従った国内法令の規定による以外には、原子力事故によって生じる損害に関して責任を負わない。

#### 第四条 責任額

1 条約第三条1(a)(ii)の規定に従うことを条件として、施設国は、一の原子力事故について、事業者の責任を次に掲げるいずれかの金額に制限することができる。

- (a) 三億SDR以上の額、又は  
(b) 一億五千万SDR以上の額（ただし、その額を超えて少

なくとも三億SDRまでは、原子力損害を賠償するために公的資金がその国によって提供されなければならない。)

2 1の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関係する核物質体の種類及びこれらに起因する事故の想定される結果を考慮して、より少額の事業者の責任を設けることができる。ただし、いかなる場合にも、設定される金額は五〇〇万SDRを下回ってはならず、かつ、施設国は1の規定に従って設けられる金額まで公的資金が提供されることを確保しなければならない。

3 責任を負う事業者の施設国が1及び2の規定並びに第三条7(c)の規定に定める締約国の法令の規定に従って設定する金額は、原子力事故の発生の場合のいかなる場合にも適用する。

第五条 金銭上の保証

1(a) 事業者は、原子力損害に対する自己の責任を担保する保険その他の金銭上の保証(金額、種類及び条件は施設国が定める。)を保有かつ維持しなければならない。施設国は、保険その他の金銭上の保証の実額が事業者に対して確定された原子力損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない範囲(第四条に従って設定される限度がある場合には、それを超えない範囲に限る。)において、必要な資金を提供することにより、当該債権についての支払いを確保しなければならない。事業者の責任が無限である場合には、施設国は責任を負う事業者の金銭上の保証の限度を設定する

ことができるが、その限度額は三億SDRを下回ってはならない。この場合において、施設国は、金銭上の保証の実額が事業者に対して確定された原子力損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない範囲(この項に基づいて定められる金銭上の保証の金額を超えない範囲に限る。)において、当該債権についての支払いを確保しなければならない。

(b) (a)の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関係する核物質体の種類及びこれらに起因する事故の想定される結果を考慮して、より少額の金銭上の保証を設けることができる。ただし、いかなる場合にも、設定される金額は五〇〇万SDRを下回ってはならず、かつ、金銭上の保証の実額が事業者に対して確定された原子力損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない範囲において、(a)の規定に従って定められる限度まで、施設国は、当該債権についての支払いを確保しなければならない。

2 1の規定は、締約国又はその行政区画に対して、自ら事業者として負う責任を担保するために保険その他の金銭上の保証を維持することを求めるものではない。

3 保険その他の金銭上の保証又は施設国によって1又は第四条1(b)の規定に従って提供される資金は、この条約に基づいて支払われる賠償にのみ充てられる。

4 保険者その他の保証提供者は、1の規定に従って提供され



る保険その他の金銭上の保証を、権限のある当局に対して少なくとも二ヶ月前に書面による予告を与えないで停止又は取り消してはならず、また、保険その他の金銭上の保証が核物質の運送に係る場合には、運送期間中、これを停止又は取り消してはならない。

#### 第六条 運送

1 運送中の原子力事故に関しては、事業者の責任の最高限度額は、施設国の国内法令によつて定められる。

2 締約国は、自国の領域内を通過する核物質の運送の条件として、事業者の責任限度額を、その領域内にある原子力施設の事業者の責任の最高限度額を超えない額に設定することができる。

3 2の規定は、次の場合には適用しない。

(a) 海上運送であつて、国際法に基づいて緊急事態に際して締約国の港に入港する権利又はその領域を通過する無害通行権がある場合

(b) 航空運送であつて、協定又は国際法に基づいて締約国の領域上空を飛行し又はその領域に着陸する権利がある場合

#### 第七条 複数の事業者の責任

1 原子力損害が複数の事業者の責任に係る場合には、関係する事業者は、各事業者に帰する損害を合理的に分割することができない限りにおいて、連帯して責任を負う。施設国は、一の事故に用いられる公的資金の額を、この前段によつて定

まる額と第四条1に従つて設定された額との間に差額がある場合には、その差額に制限することができる。

2 原子力事故が核物質の運送中に生じた場合であつて、それが同一の輸送手段において又は運送に伴う貯蔵のときは同一の原子力施設内において生じ、かつ、これによつてもたらされた原子力損害が複数の事業者の責任に係るときは、責任の総額は、第四条に従つていずれか一の事業者に適用される最高額を超えないものとする。

3 1及び2に定める場合においては、いかなる事業者の責任も、第四条に従つてその者に適用される金額を超えないものとする。

4 1から3までの規定に従うことを条件として、一の事業者の複数の原子力施設が一の原子力事故に関係する場合には、当該事業者は、第四条に従つて自己に適用される金額を上限として、関係する原子力施設に関して責任を負う。施設国は、用いられる公的資金の金額を、1の規定の場合と同様に制限することができる。

#### 第八条 国内法令に基づく補償

1 この条約において、補償の金額は、原子力損害の賠償手続において認められる利息又は費用を考慮することなしに決定されなければならない。

2 施設国外で被つた損害に対する補償は、締約国間で自由に移転できる形で提供されなければならない。

3 国若しくは公けの健康保険、社会保険、社会保障、労働者災害補償又は職業病補償の制度の規定が原子力損害の賠償を含む場合、当該制度の受益者が有する権利及び当該制度に基づく求償権は、当該制度が設けられている締約国の国内法令又は当該制度を設けている政府間組織の規則によって定められる。

#### 第九条 消滅時効

1 この条約に基づいて賠償を請求する権利は、原子力事故の発生の日から一〇年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、施設国の法令によれば、事業者の責任が保険若しくはその他の金銭上の保証又は国家の資金によって一〇年より長い間担保されている場合には、権限のある裁判所の法令は、事業者に対して賠償を請求する権利が、一〇年より長い期間であつて、施設国の法令に基づいて事業者の責任が担保される期間を超えない期間の後にのみ消滅する旨を規定することができる。

2 原子力損害が、原子力事故の時点において盗取、遺失、投荷又は放棄されていた核物質に係る原子力事故によって引き起こされた場合には、前項に従つて定められる期間は、当該原子力事故の日から起算される。ただし、1の規定による法令に従うことを条件として、この期間はいかなる場合にも、盗取、遺失、投荷又は放棄の日から二〇年を超えないものとする。

3 権限のある裁判所の法令は、損害を被つた者が損害及び損害に対して責任を有する事業者を知つた日又は合理的に知りうべきであった日から三年より長い期間の消滅時効又は除斥期間を定めることができる。ただし、1及び2の規定に従つて定められる期間を超えてはならない。

4 締約国の国内法令は、原子力事故の発生の日から一〇年を超える消滅時効期間又は除斥期間を定める場合は、原子力事故の発生の日から一〇年以内に提起された死亡又は身体の傷害についての請求に対して、公平かつ適時の満足を与えるための規定を定めなければならない。

#### 第一〇条 求償権

国内法令は、次に掲げるときに限つて、事業者が求償権を有することを定めることができる。

- (a) 書面による契約により明示的に定められているとき、又は
- (b) 原子力事故が、損害をもたらすことを意図した作為又は不作為によつて生じた場合において、当該意図をもつて作為又は不作為をした個人に対して行使するとき。

#### 第一一条 準拠法

この条約の規定に従うことを条件として、原子力事故により生じた原子力損害についての損害賠償の性質、方式、程度及び公平な分配は、権限のある裁判所の法令による。